

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設<br>(国7)(登録免許税:外)<br><br><b>【新設・延長・拡充】</b>  |
| 2 | 要望の内容                | <p>H23年のPFI法※改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、公共施設等運営権を活用した事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p>   |
| 3 | 担当部局                 | 内閣府民間資金等活用事業推進室   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年8月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | —   |
| 6 | 適用又は延長期間             | 無期限   |
| 7 | 必要性等<br>① 政策目的及びその根拠 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「PFI制度にコンセッション方式(公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。)を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」とされた。</p> <p>さらに、日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。</p> <p>運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置により、公共施設等運営権を活用したPFI事業を促進し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能となり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進されるこ</p> |

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
|   |                     | <p>とから、本軽減措置が必要。</p> <p>《政策目的の根拠》<br/> <b>【新成長戦略】</b>(平成22年6月18日閣議決定)<br/> ○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のPFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大<br/> <b>【日本再生戦略】</b>(平成24年7月31日閣議決定)<br/> ○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>   |
|   | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p><b>【政策】</b><br/> 4. 経済財政政策の推進<br/> <b>【施策】</b><br/> ⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>   |
|   | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/> <b>【日本再生戦略】</b><br/> 2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/> <b>【日本再生戦略】</b><br/> 2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/> 新たに創設された公共施設等運営権に係る登録免許税が軽減されることで、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能になり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資する。</p> |
| 8 | 有効性等                | <p>① 適用数等</p> <p>&lt;&lt;適用数の実績把握&gt;&gt;<br/> —</p> <p>&lt;&lt;適用数の将来予測&gt;&gt;<br/> 平成25年度において数件程度の適用が見込まれる。</p>  |
|   | ② 減収額               | —   |

|    |        |                      |   |
|----|--------|----------------------|---|
|    |        | ③ 効果・達成目標の実現状況       | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)<br/>平成 23 年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)<br/>2010 年から 2020 年までの 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。<br/>99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)<br/>公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)<br/>公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> |
| 9  | 相当性    | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>⑬租特の手段をとる必要性・適切性</p> <p>新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。</p>  |
|    |        | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>⑭他の政策手段との役割分担</p> <p>【当該要望項目以外の税制上の支援措置】<br/>・公共施設等運営権の償却可能化(措置済み)</p> <p>【予算上の措置等の要求内容及び金額】<br/>被災地における震災復興案件等の募集制度(平成24年度予算5.8億円)</p> <p>予算措置は、PFI事業の検討段階などその立ち上げの段階で地方公共団体等を支援するものであるのに対し、本要望は、公共施設等運営事業を実施する民間事業者が選定され、運営権が設定された際、選定事業者が支払う登録免許税が軽減されるもの。</p>  |
|    |        | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | —   |
| 10 | 有識者の見解 |                      | —   |

|    |                    |         |
|----|--------------------|---------|
|    |                    |         |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成23年8月 |